

住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会について

住民の把握・記録を行うための住民基本台帳制度等について、以下の諸課題への対応方策を検討するため、昨年11月研究会を設置

- ① マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用
- ② 所有者不明土地問題等に対応する住民票等の除票の保存期間の延長

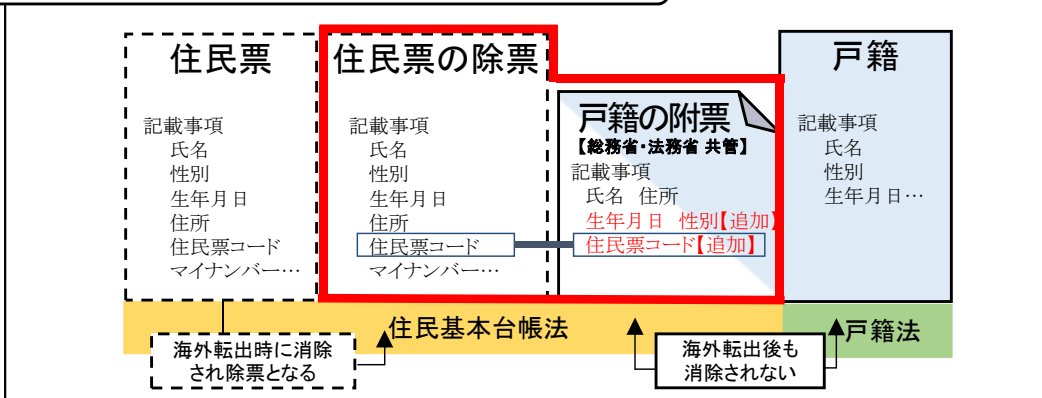
研究会メンバー等

| | |
|----------|---------------------------|
| 石井夏生利 | (筑波大学図書館情報メディア系准教授) |
| 板垣淑子 | (NHK名古屋放送局報道部チーフプロデューサー) |
| 太田匡彦 | (東京大学法学政治学研究科教授) |
| 小幡純子 | (上智大学大学院法学研究科教授) ※座長 |
| 小尾高史 | (東京工業大学科学技術創成研究院准教授) |
| 高野芳崇 | (八王子市市民部市民生活課長) |
| 手塚悟 | (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授) |
| 濱口英之 | (大阪市市民局総務部住民情報担当課長) |
| (オブザーバー) | |
| 樋口浩司 | (J-LIS住基全国センター長) |

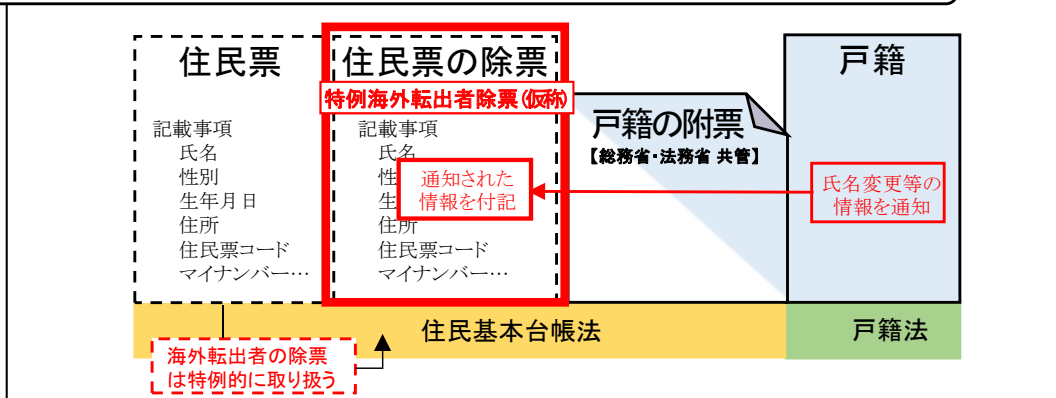
開催実績

| | | |
|-----|----------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年11月10日(金) | 研究会の趣旨・目的 他 |
| 第2回 | 平成29年12月26日(火) | 住民票及び戸籍の附票等について、公的個人認証制度について 他 |
| 第3回 | 平成30年1月22日(月) | 電子証明書の海外利用について、住民票の除票及び戸籍の附票の除票について 他 |
| 第4回 | 平成30年2月22日(木) | 電子証明書の海外利用等について 他 |
| 第5回 | 平成30年3月7日(水) | 中間報告のとりまとめに向けた意見交換 |
| 第6回 | 平成30年5月1日(火) | 中間報告のとりまとめに向けた意見交換 |
| 第7回 | 平成30年6月8日(金) | 最終報告のとりまとめに向けた意見交換 |
| 第8回 | 平成30年7月18日(水) | 最終報告のとりまとめに向けた意見交換 |

A案：戸籍の附票を認証基盤とする



B案：特例海外転出者除票(仮称)を認証基盤とする



中間報告において2案を提示した海外転出者に係るマイナンバーカード及び電子証明書の基盤となる台帳については、A案とすべきとの結論。

(1) 台帳としての合理性

現行法上既に存在し、かつ、海外転出時に削除されない戸籍の附票を活用することが合理的。(地方公共団体も同意見)

(2) 機能と費用対効果

A案は全国民の利益に資するシステム。

- ① 海外転出者のマイナンバーシステムの構築
- ② 所有者不明土地問題等に対応が求められている住所履歴検索
- ③ マイナンバー制度の基盤となる本人確認情報のバックアップ機能

※ 戸籍の附票に性別・生年月日を追記する対象を全国民とする。

B案は海外転出者のみを対象。

⇔ システム構築にかかる費用は同額程度。

➡ 費用対効果は明らか。

(3) 戸籍事務のマイナンバー制度への参加を踏まえた対応

戸籍事務がマイナンバー制度に参加するためには、4情報を活用して、戸籍記載者と住民票記載者の同定・突合を行うことが必要。

その際、附票の住所情報を利用することが必要。

➡ A案で構築するシステム(附票管理システム)を用いれば、各市町村において住所情報を分散管理したまま、機械的に同定・突合を行うことが可能。

<参考> 住所情報を国が一元的に集約して突合を行う場合

全国民の4情報+本籍地等の機微情報を国が一元的に保有・管理することとなる。

⇒ 住基ネット最高裁判決の判旨と相容れない。

⇒ 全国民の住所情報の集約により、漏えい等のリスクも増大。

代替案:A案を採用することができない場合

今後多死社会を迎えるに当たり、各個人の相続に関する負担増大が想定されるなど、住所履歴を簡便に公証する制度が必要か。
⇒ 住所履歴の公証機能という点に主に着目し、A案に代替する案の可能性について検討。

- 転出時に住所履歴を市町村間で引き継ぐことにより、例えば、個人の一覧性を持った住所履歴票(仮称)を住所地市町村で管理することは可能(海外転出者のマイナンバー制度及び公的個人認証制度の基礎となる帳票としての活用も考えられる)。
 - 既にある附票を認証基盤とするA案について関係省庁の合意が得られない場合には、新たに住所履歴票(仮称)を制度設計することも考えられる。
- ※ ただし、住所履歴票(仮称)は、個人の生涯にわたる住所履歴を一覧性を持った形で集約するという側面を持ち、附票を認証基盤とするA案と比較して、プライバシー保護の観点から、より慎重な配慮が必要。



- ①住民票等の除票の保存期間の延長(5年間→150年間)
- ②利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載
- ③一定の場合にマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のPIN(暗証番号)入力を不要に(健康保険証としての活用関連)

⇒ 住民基本台帳法や公的個人認証法等の改正等を中心とした所要の法制的検討を進めるとともに、システム設計等の具体的な制度設計に着手し、制度の早期導入を図るべき。

マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用について

⇒ 法務省などの関係省庁と合意が得られることを前提に、法制的な検討を進めるとともに、具体的な制度設計に着手すべき。